

# ひかくほう

News  
Letter

第56号

発行所／日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

## 日本比較法研究所設立70周年記念シンポジウム グローバル化を超えて —アジア・太平洋地域における比較法研究の将来— 開催のご報告

日本比較法研究所 所長 伊藤 壽 英

2018年11月24日、駿河台記念館において、標記シンポジウムを開催いたしました。

テーマは、アジア・太平洋地域で初めての比較法研究機関として設立された原点に立ち戻り、アジア・太平洋地域における比較法研究の将来を考える内容となっております。すなわち、アジアの多様性は、時として、いろいろな軋轢を生み、成長に対する阻害要因となるとの懸念があります。アジアにおける多様性を尊重しつつ、国際的な調和と「法の支配」を確立するには、アジアからの問題提起と、大陸法・英米法・日本法からの示唆を踏まえた比較法研究の共通基盤を確立することが必要と考えているからであります。

わが国の比較法研究は、大陸法・英米法といった先進の法系を受容することに重点が置かれてきたように思われます。幸いなことに、このシンポジウムの報告者・コメンテーターは、日本法研究にも造詣の深い方たちばかりであります。彼らの問題関心に応えることによって、日本からの研究成果も提供し、さらに相互の切磋と研鑽を通じて、いっそうの発展を目指したいと存じます。そして、このシンポジウムの成果は、テーマに関する所員の寄稿を加えて、来年度に刊行する研究叢書にて、広く社会に還元する予定であります。

最後に、いつも当研究所の活動に多大なご支援をいただいている中央大学法曹会と日本比較法研究所研究基金、そして公益財団法人社会科学国際交流江草基金には、シンポジウム開催にあたってご後援をいただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

### 開 会

所長の開会の辞に引き続き、福原紀彦中央大学学長より、ご挨拶をいただきました。比較法研究を通じて世界平和に貢献するという崇高なミッションのため、大学として、研究所の名称に「日本」を冠することを認めたこと、「英吉利法律学校」としての出自から、比較法研究と実地応用の素を養うことが一体となっていたことを披瀝された後、大学としても当研究所の発展に協力するとの温かいお言葉を頂戴しました。



## 第一セッション：アジアの立憲主義



第一セッションでは、Albert Chen Hung-yee 香港大学教授より、アジアにおける憲法裁判所の実態とその権限・機能に関する基調報告がなされました。台湾・韓国・インドネシア・カンボジア・タイ・ミャンマーといった国々における憲法裁判所について、権限・構成・活動領域・積極主義の程度等から多層的に分析したうえで、これら憲法裁判所が経験した挫折・失敗と成功について、比較法的な検討がなされました。

これに対し、Tom Ginsburg シカゴ大学教授から、本質的に不確実な選挙制民主主義制度下において、憲法裁判所が民主主義制度の枠組みを担保するという理論 (Insurance Theory) にもとづいて、コメントが寄せられました。また、Dirk Ehlers ミュンスター大学名誉教授と Henning Glaser ドイツ＝東南アジア公共政策研究所所長から、憲法裁判所を組織する原理は、個別の憲法における規範的基礎と、所与の権力分立にもとづく役割の違いを背景としており、それによって、各国憲法裁判所の成功・失敗を画するのではないか、という共同コメントが寄せられました。

さらに、日本側からは、植野妙実子所員および安念潤司所員からコメントがありました。植野所員は、わが国の違憲立法審査制についてふれ、活動が活発でない理由を、最高裁判事の任命の仕組みと構成、また付随的審査制に求め、そうした特質を明らかにするためにも基調報告は極めて有用であった、と指摘しています。これに対して、安念所員は、日本の最高裁は、政府・議会内多数派の基本政策に反対しない一方で、いくつかの分野で権利保障を充実させるという「ロー・プロファイル戦略」を採用し、結果としてその人事の独立を担保することに成功してきた、という見方を示しました。



## 第二セッション：コーポレート・ガバナンスの多様性



第二セッションにおいて、Say H Goo 香港大学教授は、コーポレート・ガバナンスの多様性とその確保について基調報告をされました。近時の人口増・技術革新と経済発展、多国籍企業の跳梁、資本市場における国際競争などの論点に触れ、経済学でコーポレート・ガバナンス目的とされる「株主利益の最大化仮説」を検証し、多様なステークホルダーの利益を代弁する取締役会を構成すべきことを提案しています。

これに対し、Charles K. Whitehead コーネル大学教授から、金融資本市場が変化して、多様な投資家が参加している状況において、取締役は株主・投資家の利益のために行動する義務があるとすれば、多様な利害関係を反映するコーポレート・ガバナンスになっているのではないかとコメントが寄せられています。また、Harald Baum マックス・プランク比較法・国際私法研究所教授からは、ドイツにおけるいわゆる二層制のもとでは、多様なステークホルダーの利害を反映したモニタリング・システムが確立しており、社外取締役中心の英米型モニタリング・システムを導入するとかえってモニタリング機能が低下すると警告しています。

次いで、日本側から、野田博所員がコメントされ、わが国におけるコーポレート・ガバナンス論の現状を紹介したうえで、アメリカ型の株主利益最大化は依然として規範的意義を有しており、批判も多いけれども、コーポレート・ガバナンス・コードなどのソフトローと組み合わせて、多様なステークホルダーの利害を反映させるべきことを提案されました。

### 第三セッション：契約法理のグローバル化



第三セッションでは、Michael Greenhalgh Bridge シンガポール国立大学教授が、グローバル化が進む国際取引に関して、統一的な国際条約に規範形成（ハードロー）、国際的な契約基準を個々の契約に組み込むソフトロー、外国の法制度をそのまま継受するといったタイプを紹介したうえで、ハードローとしての国際物品売買条約（ウィーン売買条約：CISG）とソフトローとして

の UNIDROIT 国際商事契約原則（PICC）をとりあげ、統一的なハードロー・ソフトローについて考察されました。とくに、複数の法的伝統から構成された統一条約については、各国の裁判所による統一的な解釈が必要となるが、その実現は難しいこと、PICC がその補充的な役割を果たしているとの指摘がありました。

これに対し、Frank Chiang フォードム大学教授は、とくに CISG とアメリカ統一商事法典（UCC）との関係から、アメリカが批准した数少ない国際条約である CISG であるが、州法の国際私法が適用される場合があり、それによって UCC が準拠法となり得るケースがあることを例にあげ、そのようなアメリカ判例法に反対するコメントを寄せられています。また、Karl Riesenhuber ボッフム大学教授は、契約法解釈において依然として比較法的考察が有用であるとの視点から、国内法に優先するとの正統性を有しない国際条約であっても、それが比較法の視点から各国の裁判官によって解釈されることによって、正統性を担保している可能性を指摘しています。

日本側からは、柏木昇東京大学名誉教授・本学法科大学院フェローが、中国法・大陸法・アメリカ法を継受したわが国の法文化に触れたうえで、近時の債権法改正と CISG・PICC との比較を試みた後、わが国では、CISG や PICC そのものが一般に知られておらず、裁判例もない状況への危惧を表明されました。

### 第四セッション：グローバル化とサイバー犯罪



グローバル化とサイバー犯罪を扱う第四セッションでは、Simon Bronitt クイーンズランド大学教授から、企業のサイバー犯罪に対する刑事規制・民事規制に焦点を当てて、基調報告がなされました。サイバー犯罪がインターネット空間で発生し、容易に国境を越えること、そして、既存の刑事法における犯罪規定に包摂し得ない事象があることを特徴として、たとえば、いわゆるリベンジ・ポルノ投稿とプロバイダー規制の問題をとりあげられました。とくに規制対応の困難さから、オーストラ

リアの Braithwaite モデル（応答的規制のピラミッド構造）を紹介され、刑事制裁を頂点として、犯罪的事象の程度に応じて、説得・和解・科料といった対応を重ねて、現行法の執行体制の不備を補うべきことを提案されました。

これに対し、Arndt Sinn オスナブリュック大学教授から、サイバー犯罪に対するドイツ法（2017年ネットワーク犯罪執行法）の対応について紹介があり、とくにサイバー犯罪類型の明確化に関する理論的な努力と、それが個人の権利侵害といった憲法上の問題とどのように関連していくかを、将来の課題としてあげられました。また、Thomas Holt ミシガン州立大学教授からは、リベンジ・ポルノや児童ポルノ等を抑止するには、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）に対する規制が重要で



あるとの観点から、リベンジ・ポルノなどの投稿があった場合に規制当局に通知すべき義務を課すなどの法整備が必要であるとのコメントが寄せられました。ただ、そのような規制・執行体制の構築には多大な社会的費用が発生することから、一定の免除措置が必要であることも指摘されています。

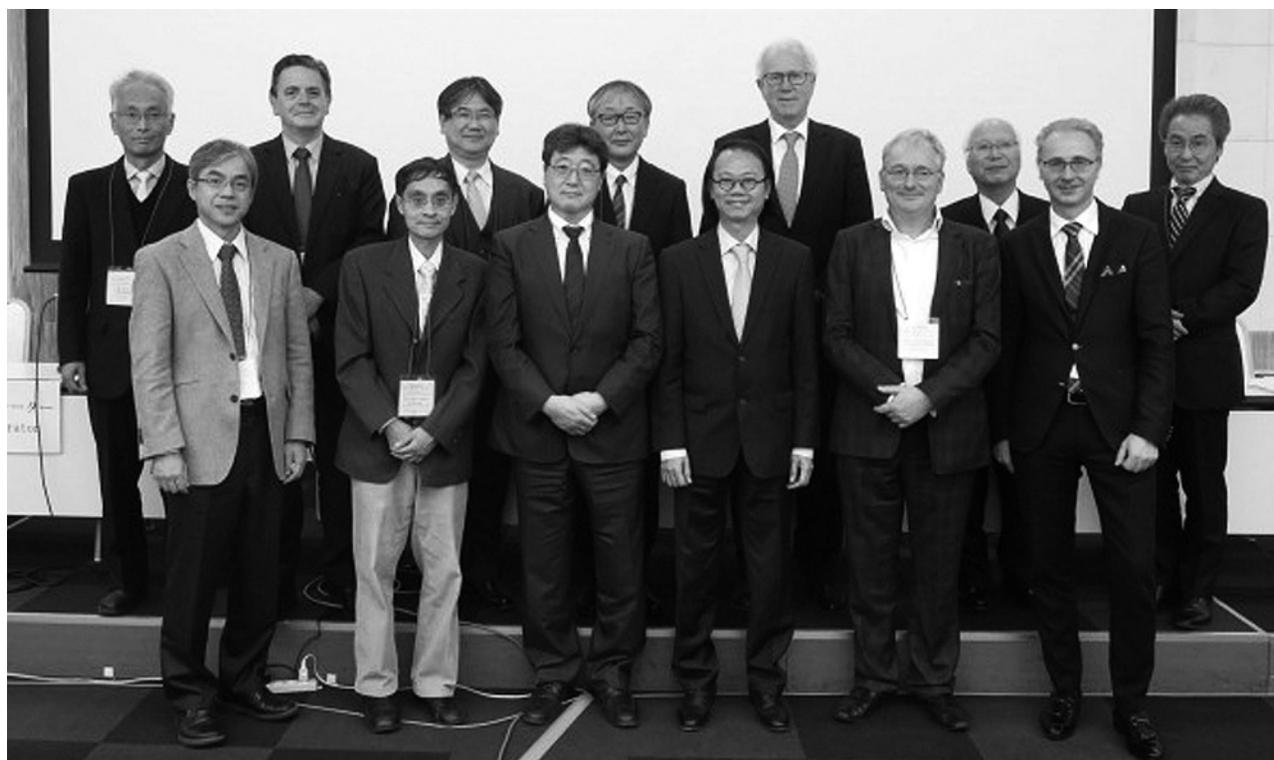
日本側からは、堤和通所員から、多くの国々では、刑事法・民事法が峻別され、犯罪類型とその違法性の特徴を明確に定義するという特徴が見られるところ、わが国でも、いわゆるリベンジ・ポルノという新しい犯罪類型の定義と、法人企業の刑事責任をめぐって議論があることを紹介されました。そして、ISPの責任を限定する規定を盛り込んだプロバイダー責任制限法の分析から、Bronitt 報告に対して、とくに第三者への責任拡張の可能性についてコメントされました。



## 総括コメント



最後に、四つのセッションにわたる本日の報告・コメントに対して、Stephen Bottomley オーストラリア国立大学教授より、総括的なコメントをいただきました。これまで比較法研究というと、特定の分野における特定国間の法律・判例のテキストを比較するのが主流のように考えられていたが、本日のシンポジウムのように、研究者が一堂に会し、あるテーマについて議論し、お互いに何を考え、どのような問題意識を有し、どのような解決が社会的に望ましいかについての知見を共有することこそが、比較法研究の中心であるべきだ、と指摘されました。そして、今後も、このような機会を設けることを継続することによって、アジア・太平洋地域だけでなく、グローバルな比較法研究とその成果を期待できるとの展望を示し、本シンポジウムを主催した当研究所に謝辞を述べられました。



## 弁護士法セミナーの開催について

### ドイツおよびEUにおける弁護士社団法の動向

日時：2019年3月12日（火）18：30～20：00

※18：10受付開始

場所：弁護士会館 1701AB 会議室

共催：日本弁護士連合会



### スポーツ法専門弁護士に求められる資質—プレイヤーの視点も併せて

日時：2019年3月9日（土）15：00～18：00

場所：中央大学駿河台記念館430号室 共催：日本スポーツ法学会

このたび、ドイツから、ケルン大学クリスティアン・デッケンブロック (Christian Deckenbrock) 准教授をお招きし、2回のオープンセミナーを開催します。

1388年に創建されたケルン大学は、ドイツあるいはヨーロッパにおいて非常に高い評価を得ている大学です。ドイツの多くの大学には、弁護士法研究所が設立されていますが、ドイツ弁護士協会の要請のもと、その嚆矢を切ったのはケルン大学であり、以来、ケルン大学弁護士法研究所は弁護士職業法に関する数多くの業績を発表するリーディング・インスティテュートとなっています。現在、この研究所は、労働法の碩学でもあるマーティン・ヘンスラー (Martin Henssler) 教授の指揮の下にあり、我が国の弁護士とこの研究所は、今世紀初頭以来の長い交流の歴史を持っています。

デッケンブロック博士は、ヘンスラー教授率いる労働法・経済法講座に所属し、弁護士法の専門家として、研究・教育にあたっています。デッケンブロック博士は、利益相反禁止に関する博士論文で高い評価を得、准教授に就任しました。「リーガルサービスに関する法律」のコンメンタール編者をつとめるなど、弁護士職業法に関する活動を広く展開する若手のホープです。

今回のセミナーのテーマの一つは、【受任主体】としての弁護士社団の許容性とその範囲です。ドイツでは、特に弁護士社団として弁護士有限会社が明文で認められて以来、それ以外の法形式による弁護士社団、わけても資本会社の許容範囲についての議論が展開されてきました。そしてまた、問題が基本法（憲法）が定める職業の自由に関わることから、連邦憲法裁判所もこの問題と取り組み、判例を通じてその許容範囲が拡大されてきました。その結果、ドイツ弁護士職業法上の弁護士社団に関しては立法による解決が迫られることになり、今春、連邦弁護士会は改正試案を発表しています。また連邦議会議員団は、所管の連邦司法・消費者省に改正の意向の有無ないしは検討項目を問う文書を提出し、連邦司法・消費者省もこれに回答する書面を議会に提出しているところです。聞くところでは、連邦司法・消

費者省は、先にあげたケルン大学弁護士法研究所長ヘンスラー教授の私案をもとに、改正案を作成中であるとのこと。

わが国でも、弁護士社団の枠組みを明確化し、その許容範囲を拡大する必要のあることは、弁護士の国際競争力の点一つをとってみても明らかです。そもそものところ、現在、議論の対象となっているABS (Alternative Business Structure) は、弁護士社団の枠組みを論じた上で初めて成り立つといえましょう。この点もにらんだドイツの改正動向は、EUの状況とあいまって、我が国の議論を活性化させるよい契機になると存じます。

第二のテーマは、「スポーツ法専門弁護士に求められる資質」は何かです。ドイツでは、古くから専門弁護士制度が発展し、依頼者へのサービス向上に貢献しています。今般、新たに「スポーツ法専門弁護士」がそのリストに加わりました。このセミナーは、この専門弁護士の認定基準を通じ、ドイツさらにはEUにおいて、スポーツ法専門弁護士に求められる資質は何かを改めて問い直す機会にもなると思われれます。なお、タイトルには【プレイヤーの視点も併せて】と解題されていますが、その理由は、デッケンブロック氏の別の顔に由来します。氏は、現在、フィールドホッケーの審判として活躍し、昨年11月にインドで開催されたワールドカップにおいては、その審判長ともいうべき技術代表を務められました。プレイヤーとスポーツ法に関わる弁護士の架橋をアカデミックに語る法学者であり、我が国のスポーツ法学に新たなディメンションを提供してくれることを期待できると思われれます。

いずれのセミナーにもふるってご参加いただき、デッケンブロック博士の報告に続く自由討論に積極的に関与していただければ幸甚です。

(追記)

2019年10月1日には、ドイツ連邦裁判所 (Bundesgerichtshof) の倒産法・弁護士責任担当部裁判長ゲーライン博士 (Dr. Gehrlein) をお招きして、【弁護士賠償責任】についてのセミナーを予定しています。

(客員研究所員 森勇 記)

## 2017年の研究者交流事業～ミュンスター大学篇

日本比較法研究所 所員 小宮 靖 毅

30年を超える中央大学とミュンスター大学の研究者交流事業の2017年度は、商法・会社法分野の交流で2016年度に来日したマティアス・カスパー教授との組合せで、わたしが赴くこととなった。2017年11月16日から30日(現地)のおよそ二週間の滞在はすでに一年以上前のこととなるが、報告する。



図1：城(学長の執務室もある大学の施設)

### 講演

わたしの講演は、2017年11月22日に行った。邦語題を「公告を選択肢とする日本」とし、会社の公告と商業登記、そしてその電子化が一元的に整備されているドイツの状況を、そうではない日本の現況と比べたものである(公表予定)。中規模教室(Karl-Bender-Saal)は、ゼンガー教授、そして、カスパー教授、および、両講座の学術助手や博士課程在籍者らをあわせた30名ほどで埋まった。講演後の質問内容から推察するに、所期の目的は達したように思われる。

### 交流



図2：法学部と経済学部が同居する校舎内庭

ミュンスターは北緯51度。南中する太陽は低く、夜は長かった。夕闇の飛行場に到着したわたしを、ゼンガー教授は、街を車の窓から案内して、宿舍まで、送り届けて下さった。「暗いけど、あの遠くに光って見えるのが法学部校舎です。明後日はそこで会

うことになります」と、交差点をゆっくり右折しながら助手席の左を指すのだが、わたしは不得要領である。部屋

で地図を広げ、翌日実際に歩いてみて、宿舍と校舎の位置関係を把握した。宿舍は状態もよく、長期滞在向けにできており、なによりも法学部校舎に近い。研究者交流における両大学の処遇の差は、なかなか縮まらない。

ゼンガー教授とは、その後、令夫人を交えた昼食を含め、中三日ほどの頻度でお目にかかったと思う。なかでも、ちょうど人事が進んでいるとのことで、教員人事の進め方についてインタビューできたことが印象にのこっている。候補者リストの作成と、そのなかからの選定と、前後に手続を分け、その担当者を分けている。ゼンガー教授の机の左端近くに十人ほどの業績が、文字通り山のように、積みあがっていた。

カスパー教授とはすでに家族ぐるみのつきあいもあることから、日本を出発する前に二家族そろっての夕食会の約束をしていた。滞在に関しては、受け入れ担当のゼンガー教授とその学生たちが種々の面倒を引き受けてくれていたので、カスパー教授とは機会を作って長めに話すことが多かった。学期中でありながら、ゼンガー教授とカスパー教授のおふたりには、それぞれ別の機会に旧市街を案内してもらったが、カスパー教授との街歩きは日曜日だったこともあり、午後いっぱいをつかって夕食まで、ゆったりした時間を過ごすことができた。



図3：日曜朝市(市民教会の尖塔を望む)

ポールマン教授との会食の機会を作ってくれたのもカスパー教授である。カスパー教授の執務室に集合し、三人で近くのレストランに移動、大学事情から社会情勢まで、わたしにとって滞在中最も高難度の会話のひとつとなった。たとえば、新たにドイツに移住した若年層を念頭に、「お試しゼメスター」として英語で講義を実施しなくてはならない、…法学部としては大変やりづらい、…全学で取り組めば

よいこと…、といったやりとりがあった。なぜ、英語で、その国の法を学ぶのか、という問いは同じだが、その背景は全く異なる。日本のわたしの職場の現況を踏まえたその答えはどうあるべきだったのだろう。ノーベル平和賞のナディア・ムラドさんとジャン・キジルハン教授の例が示すドイツのあり方は、留学生と、技能実習生と、移民とを「区別」する日本のあり方と懸け離れている。わたしはあの日も、そして今もなお、この間に満足に答えることができない。



図4：この建物にふたつの「大教室」

もうひとつ、人工知能が今後の日本の労働市場にどのような影響を与えるとあなたは予想しているか、とポールマン教授から問われたことを挙げておきたい。こちらについても日頃から考えていたことを踏まえ、拙い表現で応答したが、先方の期待する答えは、やはり、わたし個人の考えだけではなく、中央大学法学部としての今後の教育のありかたであったろう。

研究者交流のためには、長期の展望を以て、ディプロマ・カリキュラム・アドミッションの3ポリシーを策定し、文字通り対外的に、しかも具体的に、自らの担当する教育内容はもちろん、学部全体の構成を説明できなければならないと、痛みとともに再確認する昼食会であった。

### 設備

法学部の建物に仕事部屋としてあてがわれた部屋の鍵は、電子錠というのか、鍵山のないものだった(図5)。(しくみが不明だが、仮に「電子錠」としておく)。



図5：「電子錠(仮)」

この電子錠には、毎朝、「有効化」が必要で、そのための装置が建物への入口を入った近くの壁に付けてある(図6)。窓の外に見えるのは、かつて兵舎を数多く手がけた設計家が設計したという(カスパー教授談)校舎の中庭である(図2)。この、青

くやわらかく明滅する「輪」の中心に鍵の先端で触れ、認証をうけないと、自室の扉を解錠できる「鍵にならない」。しくみはわからないままだったが、24時間だったか、一定時間の経過により鍵としての機能を喪うようにできているという説明を受けた。日本で言う管財課にあたるであろう鍵の管理部門に申請し、利用者と利用する部屋の錠、そしてこの電子鍵の三者を紐づける手続きをするようで、それが済まないかぎり、この鍵はただのプラスチック片である。



図6：「目覚めの輪」

扉を付け替えずに、錠前と鍵のシステムを変えるこのような例に触れ、わたしは、ミュンスター大学においてシステム更新に至るまでの組織的な意思決定過程に思いを致さずにはいられなかった。つまり、「電子錠システム」が従来に比して改善であるとの判断が大学内(州内)で下され、設置後の管理運用体制を整えるまでの過程である。

過度の一般化との誹りを恐れずに記せば、現在のわたしの職場において、改善と判断された政策が全学的に実施されるまでのコストを思い描くと、その大きさに気が遠くなる。不確実な未来に向け、ある政策が現状を改善するとの集団的意思決定を果たすためのコストを小さくできた自治組織が生き残る。それは単なる上意下達とは全く異なるはずである。

### 研究者交流から見えたこと

ミュンスター大学と中央大学との研究者交流事業の趣旨に従い、講演と交流に時間を割き、自らの研究を意識した資料収集などは劣後させた。そのおかげだろうか、職場としての両者の違いに目が向いた。そしてその違いは、一方が公立で、もう一方が私立だからとして済ませるべきものではない。

カスパー、ポールマン両教授とのやりとりからあらためて感じたことは、カリキュラムが教育機関の“人的”設備であり、学生が利用する施設であるという観点だ。資格試験をめざさない学生の法学士という学位になんの意味があるのか、この学科・コースに従えば望む職に就けるのか、この大学院で研鑽すれば研究を仕事にできるのか、と真顔で訊く人々を口先でごまかすことはできない。

## 共同研究助成の活動紹介

日本比較法研究所では、中央大学法曹会からの寄付を基に1995年に「日本比較法研究所研究基金」を設置しました。基金の用途として、「特色ある共同研究、シンポジウム、記念講演会、学術出版その他の研究活動」が定められ、基金の適切な運用のため、所長の諮問機関として、所長、法学部長、法務研究科長または所長いずれかの経験者により構成される基金委員会が設置されました。

この基金により、当研究所に設置された共同研究グループに対して、規定の費目、用途の範囲において、150万円を上限とし、最大2年間にわたり研究活動の費用が支出できる「共同研究助成」制度もスタートし、最初の1995年度には、「近時の英米刑事法の動向を大陸法との比較のうえで研究する」ことを研究課題とした共同研究「英米の近時の刑事立法の研究（代表：渥美東洋）」と、「インターネットの比較法研究への応用」を研究課題とした共同研究「法とコンピュータ（代表：津野柳一）」が助成対象とされました。その後、2018年度までに、共同研究助成は25件を数えます。近年では、2014年の日独債権法、日独弁護士法、2015年の日独裁判員裁判と、研究だけでなく、実務的・社会的にも関心を集める国際シンポジウムがこの助成により開催され、高い評価を得、その成果は当研究所の研究叢書として刊行されています。

2018年度は、「現代議会制の比較法的研究（代表：植野妙実子）」と、「憲法裁判の基礎理論（代表：畑尻剛）」という、2つの共同研究グループが共同で研究課題を設定し研究活動を進めていく、という、新たな試みに取り組んでおりますので、ここにご紹介します。

### 2018年度共同研究助成

#### 「独仏日の憲法裁判—課題と展望」

今年度助成を申請した共同研究「現代議会制の比較法的研究」は、1994年に、「現代国家における議会制の共通性と個別性を法制の観点から検討し、あわせてその胴体を把握し、今後の定位を探る。比較法的視点から、法律の定義、法律制定過程、修正権等について研究する」ことを目的として活動を開始しました。また、「憲法裁判の基礎理論」は1977年に川添利幸先生が大学院生の研究・教育の場として設置された憲法裁判研究会に始まり、1983年に「現在の研究は、従来の研究（旧西ドイツとオーストリアについて両国の憲法裁判制度を具体的に比較検討し、その共通点と相違点を明確にし、よって憲法裁判制度の本質を究明しようとする）を踏まえ、憲法裁判のより基礎的かつ本質的な理解の探求、具体的に言えば、憲法裁判と民主主義の関係の問題を究

明しようとするものである」という研究目的のもとに設置され、それぞれ研究会や海外の研究者との交流、研究調査活動、メンバーによる論文発表を活発に行ってきた実績ある共同研究です。上の写真は、それぞれ共同研究の活動成果として刊行された研究叢書です（2011年「フランス憲法と統治構造」、2013年「ドイツの憲法裁判：連邦憲法裁判所の組織・手続・権限」第2版）。



今回の助成申請は、共同研究代表者のほか、所員の佐藤信行教授、工藤達朗教授、柴田憲司准教授、嘱託研究所員として佐藤修一郎東洋大学教授、福岡英明國學院大學教授、土屋武新潟大学准教授が研究分担者として参加し、さらに各共同研究のメンバーである他大学教員や本学大学院生が活動に参加しています。



2018年7月24日（火）には、フライブルク大学のマティアス・イエシュテット教授による「憲法裁判所≠憲法裁判所：フランス

憲法院とドイツ連邦憲法裁判所の比較的な観察」をテーマとする講演がありました。これには、当研究所がエクス・マルセイユ大学から招聘したグザヴィエ・マニョン教授がコメンテーターとして参加されたほか、翌日には同教授が「フランスの事後的違憲審査制—その特異な“先決”問題解決のあり方」の講演されました。12月12日（水）には、フランスのポー大学から、これまで研究交流を重ねてきたエクス・マルセイユ大学出身の次世代を担う若手としてユーベール・アルカラス講師を招聘し、「フランスにおける憲法優先問題(QPC)の動向」について講演していただき、研究を深めました。



今後の予定としては、独仏の比較法研究を踏まえて、日本の最高裁判所裁判官経験者をお招きした研究会を開催し、研究叢書として研究成果を発表する準備に入ります。

## ある国際的訴訟競合の実例報告

中央大学法曹会幹事長 大谷 隼夫



国際的訴訟競合に関しては、幾つもの論点があり、様々な法理論が展開されておりますが、実際に発生した訴訟競合の事例となると、それ程多くはないようです。

そこで、小生が体験したある日本の機器メーカーA社の事例について、メーカーの承諾を得て、実務現場からの報告として、茲に紹介します。

A社は、オープンショーケース用超音波加湿器(水槽内で超音波を発信して水蒸気を発生させる)を米国に輸出し、その性能の良さから出荷台数は増え続けていました。

ところが、1990年1月初頭、AP通信の配信により「米国のスーパーマーケットの野菜陳列ケースに設置されたA社製超音波加湿器から放出された霧を吸い込んだ買物客32名が在郷軍人病(Legionnaires' disease)に罹患し、うち少なくとも2名以上が死亡した。原因は霧に含まれていたレジオネラ菌(Legionella infection)によるものである。」というニュースが米国のみならず日本も含めた全世界に流されました。これが本件の幕開けです。

なお、病名の由来は、米国で開催された在郷軍人会(Legion)の参加者の多くが肺炎を発症して死亡し、その原因が会場のエアコン冷却水で繁殖し空中に飛散した有害な特定の菌によるものであったとみられたことにあり、その菌がレジオネラ菌と呼ばれるようになったものです。

それから間もなく、米国の弁護士事務所から直接A社に、米国の地方裁判所へA社代表者の出頭を命ずる出頭命令書(CITATION)が訴状(Plaintiff's petition)の写しと証拠開示請求書(Discovery)を添えて送り付けられてきました。

訴状には何と118名もの原告の名が連なり、中には亡くなったという者の遺族も含まれていました。

原告らの主張は、「スーパーに買物に行き野菜売場のショーケース上部の加湿器から吹き出た霧を吸い込んだため、霧に含まれていたレジオネラ菌が体内に入り発症して、ある者は死亡した。このような加湿器を稼働させていたスーパー、これを販売、設置した業者、製造、輸出したA社に対し、製造物責任法(PL法)等に基づき損害賠償請求する。」というもので、請求額は莫大でした。

しかしながら、A社の加湿器の水槽は小さく、これに水道水が供給される量は水槽内で霧となって出ていく水の量と同じで、常に流水状態であり、水槽

内で菌が繁殖するほど滞留することはありません。

また、このスーパーの従業員は誰も発症していないことは勿論、日本や海外でこのような事態の報告は一度も有りませんでした。

A社の米国代理店等からの報告で、原告らの中には路上生活者らしき者もあり、成功報酬主義で受任する弁護士らが原告らを募って集団訴訟を起こしてきたもので、ノズルから水を噴出させて粗い霧しか作れない米国のライバルメーカーがA社に大打撃を与えるために仕組んだ訴訟である疑いが濃厚となりました。

そこでA社は、まず、原告弁護士事務所から、訳文も付けずに送られてきた出頭命令等はハーグ送達条約による適法な送達ではないから受けられないとだけ返事しました(Discoveryに回答したら応訴したと見なされます)。

すると暫くして、今度は日本の裁判所を通して適法な送達がされ、書類は受けざるを得ませんでした。

しかし、米国で消費者による企業相手の集団訴訟が企業側に極めて不利なことは知られており、A社としては、この理不尽な訴訟に負けて、国内にある財産が差し押さえられ倒産に至ることを何としても避けたい思いでした。

当時から、外国の確定裁判に基づく強制執行を日本国内で行えない場合の一つとして、外国判決と内容が相反する確定判決が強制執行判決申立をしてきた時点で既に国内に有れば、申立は公序に反し認められないとするのが、有力な学説判例でありました。そこで、米国の判決が下る前に日本で、原告らが主張するような損害賠償債務は存在しないという債務不存在確認訴訟を提起して勝訴判決を得ることをめざすことにしました。

米国で欠席判決が下されないよう、一応全面否認の答弁書は提出しました。

その上でA社は、1992年4月、米国の原告118名を今度は被告として本社所在地の東京地方裁判所八王子支部に訴訟提起し、適法に訴状と公判期日呼出状を発してもらいました。結果は、誰一人からも答弁書の提出がなく、出頭もせず、しかも25名は所在不明で戻ってきました。

このため、再度期日呼出をするとともに25名につ

いては裁判所の掲示板に呼出状を貼り付ける公示送達の方法を取ってもらいました。

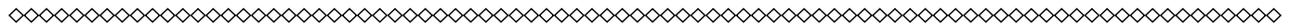
やはり被告らからは何の反応もなく、被告不在の法廷で審理を開始し、書証に加えA社代表取締役の証言を行って審理を終え、同年12月20日請求認容の判決を得、被告に対し判決が適法に送達する手続がなされましたが、控訴してくる者はなく、そのまま確定しました。米国の裁判は当事者多数のためかまだ続いていました。

こうして米国からの強制執行に備えたのですが、

米国の原告らはスーパーや輸入販売会社から高額  
の賠償金を取得したようで、A社への強制執行判決  
申立はありませんでした。スーパーや輸入販売会社  
はいずれも多額の賠償金が負担で破産したそうです。

A社は、裁判には勝ちましたが、一安堵するまで  
丸2年を要し、米国で訴えられたことによって輸出  
はストップし、大損害を受けました。

米国では競争相手の企業を潰す手段にも訴訟が利  
用されるという、訴訟社会の弊害をまざまざと見せ  
つけられた事件でした。



### 最近の講演会等

▽ Director Sandrine Maljean-Dubois (サンドリヌ・



マルジャン・デュ  
ボワ研究部長) 国  
立学術研究セン  
ター (エクス・マ  
ルセイユ大学)

10月22日 (月) 日

仏共同セミナー・環境訴訟における日仏国内法と国  
際法「国際司法裁判所における環境訴訟 (報告)」

▽ Prof. Stephen Bottomley (スティーブン・ボト  
ムリー教授) オーストラリア国立大学

11月21日 (水) 「オーストラリアのコーポレートガ  
バナンス：法規制が忘れたもの」

▽ Prof. Say H Goo (セイ・グー教授) 香港大学

11月28日 (水) 「アジア・ビジネス法と香港法」

▽ Prof. Hubert Alcaraz (ユーベル・アルカラ  
ス講師) ポー大学

12月12日 (水) 「フランスにおける憲法優先問題  
(QPC) の動向」

▽ Prof. Peter Leyland (ピーター・レイランド教  
授) ロンドン大学東洋・



アフリカ研究院(SOAS)

12月18日 (火) 「審判所  
：形式、機能及び絶え間  
なき改革？」

▽ Mr. Jeff Leong (ジェ  
フ・レオン弁護士) ジェフ・レオン、プーン & ウ  
ン法律事務所

1月9日 (水) 「米中貿易紛争とサプライチェーン  
のベトナム・マレーシアへの傾斜」

▽ Prof. Dr. Christian Schwarzenegger (クリスティ  
アン・シュワルゼネッガー教授) チューリヒ大学

1月21日 (月) ①「治療中止における作為と不作為  
の区別」②「組織的臨死介助と刑法」③1月22日  
(火) 「スイスにおける臨死介助」

▽ 薛 智仁 副教授 (セツ・チジン 副教授) 国立台湾  
大学

1月24日 (木) 「正当化緊急避難と連帯原則」

### これから開催されるセミナー等

▽ Dr. Christian Deckenbrock (クリスティアン・  
デッケンブロック 准教授) ケルン大学

① 3月9日 (土) 15:00~18:00 駿河台記念館

② 3月12日 (火) 18:30~20:00 弁護士会館

※詳細は当研究所ウェブサイトをご覧ください。

### 新刊図書ご紹介

研究叢書116 大村 雅彦 編著 『司法アクセス  
の普遍化の動向』

〔2018年12月11日刊行、定価：本体6,100円〕

翻訳叢書80 トーマス・ヘーレン 編著・山内  
惟介 編訳 『ミュンスター法学者列伝：中央  
大学・ミュンスター大学交流30周年記念』

〔2018年11月15日刊行、定価：本体6,700円〕

翻訳叢書81 マティアス・カスパー 著・小宮  
靖毅 編訳 『コーポレート・ガバナンス、その現  
下の課題：マティアス・カスパー教授講演集』

〔2018年11月21日刊行、定価：本体1,300円〕

### 編集後記

本号では、設立70周年記念シンポジウム報告のほか、  
所員や誌友のご活動も寄稿いただきました。1948年「国際  
的な比較法研究の推進の一翼を担う」という理念をもつ  
て設立され、71年目を迎えた当研究所の今日をご覧い  
ただければ幸いです。(佐藤記)